

2025年10月

お客さま各位

上田信用金庫

当座勘定専用払戻請求書の新設について

平素は上田信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当金庫では手形・小切手の全面的な電子化に向けた取組みとして、払戻請求書による当座預金からの払い戻しの取扱いを開始します。

本件は、政府より公表された成長戦略実行計画に盛り込まれた「2026年度末までに約束手形の利用廃止・小切手の全面的な電子化を図る」ことを踏まえた取組みの一環となります。

今後とも、より一層のサービス向上に努めてまいりますので、引き続きご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 新設日・取扱開始日

2025年（令和7年）11月4日（火）

※1冊50枚綴の「当座勘定払戻帳」として販売いたします。

2. 使用方法

所定の払戻請求書に記入・押印いただくことで、当座預金からの出金・振替にご利用いただけます。

3. 注意事項

- 当座勘定専用払戻請求書は、当座預金のご契約者さまが当座預金から預金を払い戻す際に使用できます。小切手の振出のように第三者へ交付・譲渡することはできません。
- 当座勘定専用払戻請求書は、口座開設店でのみ使用できます。
- 当座勘定専用払戻請求書は切り離さず、当座勘定払戻帳ごと口座開設店へご提示ください。払戻請求書単体で提示された場合は、お手続きいたしかねます。
- ご利用に際して、当座預金の払い戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認させていただくために、当金庫所定の本人確認書類の提示等を求める場合があります。
- 名義・金額を誤って記入してしまった払戻請求書は、訂正印があってもお手続きいたしかねます。新しい払戻請求書を作成してください。

4. 当座勘定専用払戻請求書発行手数料

当座勘定払戻帳（50枚綴） 1冊 550円（税込）

5. 申込方法

当座預金の口座開設店の窓口で当座勘定払戻帳を申し込むことができます。所定の発行依頼書は店頭にご用意しております。

6. その他

ご不明な点等がございましたら、口座開設店までお問い合わせください。

以上